

観音寺市特別職報酬等審議会（第1回）議事録

- 1 日 時 平成30年9月25日（火） 19時～19時40分
- 2 場 所 観音寺市役所203会議室
- 3 議 題 (1) 会長の選任及び職務代理者の指名
(2) 議員報酬等の諮問
(3) 諮問案件等についての説明
(4) 意見交換
- 4 出席委員 三好治夫氏、石川豊氏、守谷通氏、篠原公七氏、國土セツ子氏、
大矢省吾氏、須田雅夫氏
- 5 審議（発言）内容等

（事務局：秘書課長）

「それでは、ただいまより審議会の会長をお決めいただきたいと思います。」

「なお、会長は観音寺市特別職報酬等審議会条例第5条第1項の規定により、委員の互選により定めることとなっておりますが、何か意見はございませんか。」

（委員）

「守谷委員を推薦します。」

↓

全員「異議なし」

<会長挨拶省略>

（事務局：秘書課長）

「引き続きまして、会長の職務代理者を決定していただきます。審議会条例第5条第3項の規定により、会長が指定することとなっておりますので、どなたかの指名をお願いします。」

（会長）

「国土委員をお願いします。」

<職務代理者挨拶省略>

（事務局：秘書課長）

「それでは、市長より会長へ諮問書を渡します。」

↓

白川市長が諮問書を読み上げ、守谷会長へ渡す。（この後、市長は退席）

(事務局：秘書課長)

「本審議会の開催予定につきましては、本日が第1回目で、諮問案件についての他市の状況等を説明します。第2回目で意見交換し、意見を取りまとめます。第3回目で答申の決定を行い、その後市長へ答申したいと考えております。」

(事務局：秘書課長)

「これより先は、守谷会長のほうで進行をお願いします。」

(会長)

「それでは、これより私のほうで進行させていただきます。諮問案件に関する説明を事務局からお願いします」

(事務局：秘書課長)

「それでは、資料に基づき説明させていただきます。」

↓

【事務局説明事項】

①議会議員、市長、副市長、教育長の報酬及び給料の現状を説明

②観音寺市の財政関係指標等を説明

③職員給与や平均年齢等について、県内8市及び類似団体と観音寺市の比較を説明

(守谷会長)

「はい、それでは、事務局の説明について、何か質問はございませんか。」

(委員)

「経常収支比率の資料中の扶助費とは、何を指すのですか。」

(事務局：総務課財政係長)

「医療費や母子手当等の費用です。」

(委員)

「市民に還元されるお金ということですか。」

(事務局：総務課長)

「社会福祉に使うお金と、大まかに考えていただけたらよろしいかと思います。」

(委員)

「普通会計の中の職員数がコンパクトで425名、素晴らしいと思いますが、臨時職員の人数は何名ですか。」

(事務局：秘書課長)

「400名程度です。」

(委員)

「この倍くらいの職員数だが、資料の人件費に含まれているのですか。」

(事務局：秘書課長)

「臨時職員については、物件費となります。」

(委員)

「経常収支比率が一番大事だと思うが、3年後の予想を教えてください。」

(事務局：総務課長)

「今のところ、同じくらいで推移すると予想しています。」

↓

《①～③の事務局説明については、この後質問なし》

(会長)

「それでは、事務局からの説明を続けてください。」

(事務局：秘書課長)

「それでは、資料の続きを説明させていただきます。」

↓

【事務局説明事項】

④市議会議員、市長、副市長、教育長の報酬及び給料について、県内8市及び類似団体と観音寺市の比較を説明

⑤市議会議員、市長、副市長、教育長の手当等について、上記同様に説明

(会長)

「それでは、ただいまの説明について、何か質問はございませんか。」

(委員)

「10%カットについては、いつから行っていますか。」

(事務局：秘書課長)

「平成22年度から10%カットを行っております。」

「参考ですが、合併前の平成8年から平成17年の合併までにつきましても、カットしております。」

↓

《④⑤の事務局説明については、この後質問なし》

(会長)

「それでは、事務局からの説明を続けてください。」

(事務局：秘書課長)

「つづきまして、人事院勧告について説明させていただきます。」

↓

【事務局説明事項】

⑥最近の人事院勧告について説明

(会長)

「ただ今の説明について、質問はありますか。」

(事務局：秘書課長)

「全体を通しての質問でも結構です。」

↓

他に特段の意見・質問がないため、第1回観音寺市特別職報酬等審議会を終了とする。